

十日町市における 建築基準法第6条第1項第4号 指定区域

地域 (旧町村)	大 字	
	小 字	
松代	松代	坂の下、中町、前田、諏訪腰、宮沢入、古町、ドドメキ、上の山下、浦町、 下小路、原、下町、上原、下の島、舟渡、池田、谷内、釜田、善宗塚
	千年	さいみ平、舟渡の内、前田、宮の前、宮の外、向、切通
	太平	沢田、前田、西の原、大田、塚上、中新田、蒲生田、堤岡、上原、 向原、サギの島、大崩
	田沢	松瀬、川島、下屋敷、ヒジリ田
松之山	松之山	向山、行峰、中之入、前田、南前田、高畔、久保田、道北、北田
	光間	中山、中山沢、雷林、布付場
	湯本	湯端、下湯、川下、川上、小屋の上
	湯山	上笹野

※十日町地域・川西地域・中里地域には、建築基準法第6条第1項第4号指定区域はありません。

昭和32年5月24日 新潟県告示711

「建築基準法第六条第一項第四号による確認を受けるべき区域及び同法第二十二条による指定区域」より抜粋